

朝鮮王朝前期における『律呂新書』研究

— 『朝鮮王朝実録』を中心として —

榎木 亨

はじめに

南宋の蔡元定（一一三五—一一九八）により著わされた『律呂新書』（一一八七年）は、その成書過程において朱熹が多くの示唆を与えており、さらに、明代になると『性理大全』（一四一五年）に収録されたことから、朱子学を代表する楽律書として広く認識されてきた。同書は『性理大全』の普及に伴い、明朝と朝貢関係にあり朱子学の受容にも積極的であった朝鮮王朝及び江戸時代の日本において受容・研究されたが、とりわけ朝鮮王朝では、世宗朝（一四一八—一四五〇）において『律呂新書』が重視され、雅楽整備を行なう過程において実際の雅楽にも影響を与えた点において、日本とは様相を異にする。

本稿では、先行研究を参考として、『朝鮮王朝実録』の記事から『律呂新書』の受容と展開の過程をトレースするとともに、朱子学

上、重要な意義を有する候気術についても併せて検討することにより、朝鮮王朝後期に実学者を中心として展開する『律呂新書』研究の基礎が、どのようにして構築されていったのかについて考察する。

一 朝鮮王朝前期における『律呂新書』の受容と展開^①

本章では、朝鮮王朝前期（以下、朝鮮前期）における『律呂新書』の受容と展開の過程について、『朝鮮王朝実録』を中心として検討を行なう。

朝鮮時代に行なわれた儒者による楽論の通史的な研究としては、キム・ドファン（召彦桓）「朝鮮時代楽論研究成果考」（『韓國音樂史學報』第三二集、韓國音樂史學會、二〇〇三年）があり、楽律論に関する通史的な研究としては、キム・スヒョン（召守彦）『朝鮮時代楽律論 斗『詩樂和聲』（韓國…民俗院（민속원）、二〇

一二年) などがある。また、本稿で考察する朝鮮前期に行なわれた『律呂新書』研究については、チョン・ユニ(정윤희)「世宗朝『律呂新書』의 受容問題 考察」(『韓國音樂學論集』第三輯、韓國音樂史學會、一九九九年)及び「朝鮮前期『律呂新書』의 受容問題 考察」(『韓國音樂史學報』第三集、韓國音樂史學會、一九九九年)、キム・セジョン(김세중)「世宗朝『律呂新書』의 流入と雅樂整備に及ぼした影響」(세종조 《울리신서》의 유입과 아악정비에 미친 영향)〔『湖南學研究』第五一輯、全南大學校湖南學研究院、二〇一二年) などがある。とりわけ、チョン・ユニ「世宗朝『律呂新書』의 受容問題 考察」では、『律呂新書』が伝来したとされる世宗朝を中心として、韓國音樂史の観点から『世宗実録』等を対象とする詳細な検討が行なわれており、「朝鮮前期『律呂新書』의 受容問題 考察」では対象範囲を拡大し、『朝鮮王朝実録』において初めて『律呂新書』が登場する『世宗実録』から、『世祖実録』、『成宗実録』、そして、最後に『律呂新書』が登場する『中宗実録』までの記事を網羅的に取り上げ、『律呂新書』の伝来過程と文献的特性の検討²⁾、及び「『律呂新書』の講義と学習状況」という二つの観点から分析を行なっている。

このように、先行研究では、主として音楽学及び歴史学の観点から検討が行なわれているものの、思想面の観点からの検討は行なわれておらず、特に、気の観測から正しい律管を求める候気術については、ほとんど検討されていない。そこで、本章では先行

研究を参照しつつ、朝鮮前期における『律呂新書』の受容と展開の過程についてトレースすることにより、朱子学を代表する楽律書である『律呂新書』が朝鮮王朝においてどのようなように理解され、どのような影響を与えたのかについて検討する。

(一) 世宗朝

第四代国王である世宗(在位…一四一八—一四五〇)は、第三代国王である太宗(在位…一四〇〇—一四一八)の三男であり、その治世には様々な文化事業が推進され、訓民正音(ハングル)の制定、学問研究機関である集賢殿の設置などが行なわれ、音楽の分野においては、雅樂の整備が実施された。本稿の研究対象である『律呂新書』は、雅樂整備の中でも、とりわけ律管製作の過程において重要な典拠の一つとして使用された。では、『律呂新書』はいつ、どのようにして朝鮮王朝へと伝来したのであろうか。これについて、チョン・ユニ氏は『世宗実録』世宗元(一四一九)年二月七日の記事から、明朝への謝恩使として派遣されていた敬寧君祚(不詳—一四五八)らが、明の永樂帝(在位…一四〇二—一四二四)から下賜された、御製の序を冠した『性理大全』(一四一七年)を朝鮮に持ち帰ったことが、朝鮮王朝における『律呂新書』の伝来であるという³⁾。『性理大全』は朱子学関係の重要論著を収載したものであり、その中に『律呂新書』を含むことはいまでもない。しかし、吾妻重三氏が「性理大全が朱子成書を底本

としていたことは明らかである」と指摘しているように、『性理大全』には『朱子成書』という底本が存在している。そこで、朝鮮王朝における『朱子成書』の伝来を調査してみたところ、第三代国王である太宗の『太宗実録』太宗三(一四〇三)年一〇月二七日の記事において、『朱子成書』(成書年不詳)の伝来が確認できる。よって、『性理大全』が伝来する一六年以上も前に、朝鮮王朝には『朱子成書』が伝来していたことがわかる。

では、どちらが朝鮮王朝における『律呂新書』研究の契機となったのであろうか。『世宗実録』には、この問題に対する明確な回答は記されていないが、両書の性質を比較すると、元代に黄端節(生没年不詳)により編纂された『朱子成書』が個人の著作であるのに対して、『性理大全』は明の永楽帝による勅撰書である。よって、朝鮮における『律呂新書』研究がいつ開始されたのかについては具体的な年代を特定することはできないが、『律呂新書』が朝鮮王朝において広く関心を集めることになった要因は、『性理大全』の伝来にあったものと考えられる。

さて、『律呂新書』という書名が初めて『朝鮮王朝実録』に登場するのは、『世宗実録』世宗三(一四二二)年八月一八日の記事である。

…庸學問精博、且有德行、爲世儒宗…上嘗以『律呂新書』顧問、無有知者、左右以庸對。乃命集賢殿校理兪尙智等就學之

…。
…(…庸〔筆者註…趙庸〕學問精博にして、且つ德行有りて、世儒の宗と爲る…上嘗て『律呂新書』を以て顧問するに、知る者有る無く、左右庸を以て對う。乃ち集賢殿校理兪尙智等に命じて之に就學せしむ…。)

この記事では、高麗末の朱子学者である鄭夢周(一三三七—三九二二)の弟子であり、朱子学に造詣が深い人物として知られていた趙庸(不詳—一四二四)を取り上げ、以前、世宗が『律呂新書』について下問した際、唯一答えることができたのが趙庸であったこと、さらに世宗が集賢殿校理の兪尙智(不詳—一四三三)に対して、趙庸から『律呂新書』について学ぼう命じていることが記されている。趙庸について、チョン・ユニ氏は「彼が歴任した官職の中でも、特に、世子左賓客は趙庸が性理学の大家であったことを立証している」と述べ、「一四二二年当時、『律呂新書』は音楽理論書ではなく、性理学分野の書籍と認識されていたとを説明している」という。つまり、世宗の下問に対する趙庸の返答は、朱子学の観点から行なわれたものであると考えられる。これは、趙庸から『律呂新書』を学習するように命じられた兪尙智が、世宗朝における学術研究の中心機関であった集賢殿に所属していたことから明らかである。

以上のことから、朝鮮における『律呂新書』研究は、初期にお

いては朱子学者が主導的な役割を果たし、朱子学的な観点から行なわれたものと考えられる。

『律呂新書』という書名が次に『世宗実録』に登場するのは、九年後の世宗二二(一四三〇)年八月二三日の記事である。

輪對、經筵。始講『律呂新書』。

(輪對、經筵。始めて『律呂新書』を講ず。)

ここには、世宗に対して經書の講義を行なう「經筵」において、初めて『律呂新書』の進講が行なわれたことが記録されている。『世宗実録』には、この講義を担当した人物の名前は記録されていないが、チョン・ユニ氏は李惠求氏の研究成果をふまえつつ、さらに、第六代国王である端宗(在位…一四五二—一四五五)の『端宗実録』の記事から、世宗に『律呂新書』を進講した人物を鄭麟趾(一三九六—一四七八)であるとしている。⁹⁾

では、なぜ鄭麟趾は『律呂新書』の講義を行なうことができたのであろうか。これについては、前掲の『世宗実録』世宗三(一四二二)年八月一八日の記事が参考になる。ここには、集賢殿校理の兪尚智が趙庸から『律呂新書』を学ぶように命じられたことが記されているが、「集賢殿で『律呂新書』が研究されたことがわかる」という指摘からも明らかのように、世宗朝における『律呂新書』研究の中心は集賢殿であった。そこで、鄭麟趾と集賢殿の

関係について調べてみると、一四一八年に集賢殿学士、一四二五年に集賢殿直提学などを歴任しており、さらに、兪尚智と同時期に集賢殿に所属していたことが『世宗実録』から確認できる。¹⁰⁾ 以上のことから、鄭麟趾は世宗に『律呂新書』を進講できたものと考えられる。

さて、鄭麟趾による『律呂新書』の進講が行なわれた世宗二二(一四三〇)年を境として、世宗朝では『律呂新書』が重視され始める。当時、朝鮮では陳暘(一〇六四—一一二八)の『楽書』(一一〇一年成立)が広く認識されていたが、世宗自身が『律呂新書』の価値を見出し、その使用を推進したことにより、『律呂新書』が重視されることとなった。¹¹⁾

では、『律呂新書』は実際、どの程度影響を与えていたのであろうか。『世宗実録』世宗二二(一四三〇)年九月二九日の記事には次のようにある。

命集賢殿副提學鄭麟趾、奉禮鄭穰、考正周尺于集賢殿、仍命撰『樂譜』。上覽『律呂新書』及諸樂書、深知制作之妙、故命撰之。

(集賢殿副提學鄭麟趾・奉禮鄭穰に命じて、周尺を集賢殿に考正せしめ、仍お命じて『樂譜』を撰せしむ。上『律呂新書』及び諸樂書を覽て、深く制作の妙を知り、故に命じて之を撰せしむ。)

ここには、『律呂新書』などの楽書を読んだ世宗が、鄭麟趾らに『楽譜』の撰修を命じたことが記録されている。ここで注目すべき点は、具体的な書名が示されているのが『律呂新書』だけだということである。筆者は、これこそ陳暘『楽書』から蔡元定『律呂新書』を重視する方向へと、方針転換が行なわれた証左ではないかと考える。また、ここで世宗が撰修を命じた『楽譜』は、同年閏二月一日に『雅楽譜』として完成し、『世宗実録』に収録されているが、『雅楽譜』の序文にも、「…恭惟我主上殿下、特留宸念、宣德庚戌秋、御經筵講蔡『律呂新書』、嘆其法度甚精、尊卑有序、思欲製律、第以黃鍾未易遞得、重其事也」（…恭しみて惟うに我が主上殿下、特に宸念を留め、宣德庚戌の秋、御經筵にて蔡『律呂新書』を講じ、其の法度甚だ精にして、尊卑序有るを嘆じ、律を製するを欲さんと思ひ、第だ黃鍾未だ遞わる得ること易からざるを以て、其の事を重んずるなり）とあり、ここからも庚戌（世宗一二年、一四三〇年）の秋（八月二三日）に行なわれた『律呂新書』の經筵を契機として、世宗が『律呂新書』を重視し始めたことが確認できる。

以上のことから、朱子学の受容に積極的であった世宗朝では、世宗自身が『律呂新書』の価値を見出し、その使用を推進したことにより、広く用いられることとなったことがわかる。

（二）世祖朝

第七代国王である世祖（在位…一四五五—一四六八）は、第四代国王である世宗の次男である。『律呂新書』は世宗朝において受容され、研究基盤が確立されたが、世祖朝においても『律呂新書』研究は重視され、「律呂字」として独立した学問としての地位を確立した。このように、世祖朝においても『律呂新書』が重視された背景には、世宗朝と同様、世祖自身が『律呂新書』を理解し、その重要性を認識していたことが要因として挙げられる。『世祖実録』総序には、世祖が『律呂新書』に接することになった契機について、次のように記されている。

三月、世宗命世祖覽『律呂新書』曰、「此大事、汝可力之」。世祖讀之、惟日不足、謂人曰、「學問須於難處見功焉」。又曰、「律曆之理、其深無內、其大無外、聖賢之最能事也」。世宗又與文宗論曆法曰、「曆法甚有味、首陽任之、則能知之。首陽甚精學者也」。

（筆者註・乙丑）三月、世宗、世祖に命じて『律呂新書』を覽せしめて曰わく、「此れ大事なり、汝之に力むべし」。世祖之を讀みて、日足らざると惟いて、人に謂いて曰わく、「學問須らく難處に於て功を見るべし」。又た曰わく、「律曆の理は、其の深内無く、其の大外無く、聖賢の最も能くする事なり」。世宗又た文宗と曆法を論じて曰わく、「曆法甚だ味有り、首陽

之に任ずれば、則ち能く之を知る。首陽甚だ精學なる者なり。」)

これは乙丑（世宗二十七年、一四四五年）三月の記事であるが、ここにも記されているように、世祖に『律呂新書』を学習する機会を与えたのは、父である世宗であった。また、世宗は律暦を聖賢が最も重視すべきものであると述べ、長男である第五代国王の文宗（在位…一四五〇—一四五二）と暦法について論じた際に、首陽（大君）、即ち世祖の学識を評価し、暦法を研究させようとしていたことがわかる。中国では「律暦」という言葉が示すとおり、古代より楽律学と暦法は、宇宙生成論につながる学問として重視されてきた。そのため、世宗は学問に優れた世祖に、『律呂新書』と暦法の学習を命じたものと考えられる。その後、文宗朝において、世祖は楽の講習を担当する機関である慣習都監の都提調に任命されているが、これは世祖が楽律を解する人物であると評価されていたからであった。¹⁵⁾ よって、世宗の命を受け楽律学を学習した世祖は、楽律学を習得することができたものと考えられる。

さて、世祖は自ら楽律学を習得するだけでなく、臣下たちにも楽律学を普及すべく「律呂学」を設け、独立した学問としての位置づけを確立した。これについて、『世祖実録』世祖一〇（一四六四）年八月二五日の記事には次のようにある。

…召七學人講所學，律呂學魚世恭講『律呂新書』，醫學李吉甫講『素問』，皆通其不通者頗多…。

（…七學の人を召して學ぶ所を講ぜしむるに、律呂學の魚世恭『律呂新書』を講じ、醫學の李吉甫『素問』を講ず、皆な其の通ぜざるに通ずる者頗る多し…。）

このように、文官たちが学習する七学¹⁷⁾の中に、楽律学を専門に学習する「律呂学」が設けられ、「律呂学」を学習した魚世恭（一四三二—一四八六）が『律呂新書』を進講したという。しかし、七学の学習は、必ずしも成果を挙げたわけではなかった。『成宗実録』成宗一六（一四八五）年一月八日の記事には、七学に関する評価が見られる。

崔灝元上疏曰、「…世祖大王選文臣年少之輩，分號術數，設爲七學，終無一人勤學成才者。此無他，並以希求榮進爲心，而恥術業之名也…」。

（崔灝元上疏して曰わく、「…世祖大王、文臣の年少の輩を選びて、分けて術數を號し、七學を設爲するも、終に一人も勤學して才を成す者無し。此れ他に無く、並びに希求榮進を以て心と爲し、術業の名を恥とすればなり…」。）

このように、世祖は文官の中でも年少の者を選び、七学の学習

を命じたものの、七学が技術に属する学問として軽視されていたため、結局、誰一人として習得することができなかったという。よって、世祖による楽律学の振興は、十分な成果を出すことができなかったものと考えられる。しかしながら、世祖が『律呂新書』をはじめとする楽律研究を独立した「律呂学」として専門化し、楽律学の普及を目指したことは、次世代への伝承という観点から考えると、重要な意義があったと評価することができるだろう。

(三) 成宗朝

第九代国王である成宗（在位：一四六九年—一四九四年）は、世祖の長男である李暉（一四三八—一四五七）の次男である。成宗の治世には、『経国大典』（一四七四年）、『東国輿地勝覽』（一四九二年）、『東国通鑑』（同）、『楽学軌範』（同）など多数の著作が編纂・刊行されており、とりわけ『楽学軌範』は、朝鮮王朝を代表する楽書の一つとして現在でも広く知られている。

『律呂新書』研究は、世祖朝において「律呂学」として学習・研究の基礎が構築されたものの、立身出世に直接関係のない技術に対する文官たちの評価は低く、世祖が目指した技術系を中心とする七学の振興は、結局失敗に終わった。だが、成宗朝になると、再び『律呂新書』の重要性が提唱されることとなる。これについて、『成宗実録』成宗八（一四七七）年二月二日の記事には次のようにある。

御夕講。命侍講官崔淑精等作樸著法觀之。淑精啓曰、「…且『律呂新書』唯鄭麟趾知之。麟趾若死、此書絶傳。請擇朝臣中年少聰敏者、學於麟趾爲便」。上謂左副承旨孫比長曰、「『律呂新書』學習甚善、其擇可學人以啓」。

（御夕講。侍講官崔淑精等に命じて樸著法を作りて之を觀る。淑精啓して曰わく、「…且つ『律呂新書』は唯だ鄭麟趾のみを知る。麟趾若し死せば、此の書傳を絶つ。請う、朝臣の中、年少にして聰敏なる者を選び、麟趾に學ぶことを便と爲さん」。上、左副承旨孫比長に謂いて曰わく、「『律呂新書』の學習甚だ善し、其れ可學の人を選びて以て啓せん」。）

このように、侍講官である崔淑精（一四三五—一四八〇）は、当時『律呂新書』を理解できたのが鄭麟趾だけであると述べ、もし鄭麟趾が亡くなってしまうと『律呂新書』研究の伝統が断絶してしまうことを恐れ、文官の中から年少かつ聡明なものを選び、鄭麟趾から『律呂新書』について学ぶべきだと提案している。これに対して、成宗は『律呂新書』の学習を「甚だ善し」と評価し、崔淑精の提案を受け入れている。さらに、三年後の『成宗実録』成宗十一年（一四八〇）年一〇月二〇日の記事では、『律呂新書』の学習に変化が見られる。

御經筵。講訖、領事李克培、知事姜希孟啓曰、「『資治通鑑』、

史家の根本、『性理大全』、理學之淵源、此二書、不可不講也。然『性理大全』、有『皇極經世書』、『律呂新書』、其奧義微旨、非人人所能解也。請擇弘文館員之英敏者、預習進講」。上曰、「然」。

(御經筵。講訖わり、領事李克培・知事姜希孟啓して曰わく、『資治通鑑』は史家の根本、『性理大全』は理學の淵源にして、此の二書は講ぜざるべからざるなり。然れども『性理大全』に、『皇極經世書』『律呂新書』有り、其の奧義微旨にして、人人能く解する所に非ざるなり。請う弘文館員の英敏なる者を選びて、預習して進講せん」。上曰わく、「然り」。

ここでは、『資治通鑑』を「史学の根本」、『性理大全』を「理學の淵源」と述べ、この二書を經筵において取り上げることの重要性を述べている。しかし、『性理大全』所収の『皇極經世書』と『律呂新書』は理解することが困難であるという。そこで、弘文館の館員の中から優れたものを選び、予め学習させてから進講させたいと述べている。だが、前掲の記事では、崔淑精が文官の中から年少かつ聡明なものを選び、鄭麟趾から『律呂新書』を学ばせようとしていたことが記されていたはずであるが、この記事には鄭麟趾の名は見られず、さらに、『律呂新書』を学習する対象も弘文館の館員へと変化している。では、なぜこのような変化が生じたのであろうか。筆者は、鄭麟趾が死去したことが、その原因で

はないかと考える。崔淑精は鄭麟趾の死去により『律呂新書』研究の伝統が断絶してしまうことを懸念していたが、その一年後の成宗九(一四七八)年一月二十六日に鄭麟趾は死去してしまつた。⁽¹⁸⁾ こうして、世宗朝以降『律呂新書』研究の中心であつた集賢殿を継承する弘文館において、『律呂新書』研究が行なわれることになつたものと考えられる。

では、弘文館での人材養成は成功したのであろうか。これについて、『成宗実録』成宗一五(一四八四)年五月二〇日の記事には次のようにある。

御經筵。先是講『尙書』律呂隔八相生法、上欲尋究本原、命金應箕進講『律呂新書』。是日朝講後、應箕進講、上屢問其義、應箕具辭以對。

(御經筵。是れより先『尙書』の律呂隔八相生法を講ずるに、上、本原を尋究せんことを欲し、金應箕に命じて『律呂新書』を進講せしむ。是の日の朝講の後、應箕進講す。上屢其の義を問うに、應箕具辭して以て對う。)

この記事には、以前、金應箕が『尙書』を用いて楽律相生法の一つである「隔八相生法」について進講した際に、成宗がこの理論の本源を究明することを望んだため、金應箕に命じて『律呂新書』を進講させたと記されている。そして、成宗がこの日改めて

質問した際にも、金応箕は滞りなく回答したとある。このように、金応箕が回答できたのは、楽律学のみならず、理数の学および候気術にも通じていたためであると考えられる。以上のことから、弘文館において『律呂新書』に通じる官吏の養成を行なおうとした計画は、ある程度成功したものと考えられる。

さて、金応箕が行なった『律呂新書』の進講には、従来行なわれていた『律呂新書』の進講とは明らかに異なる点がある。それは、金応箕が「隔八相生法」という具体的な音楽理論について言及している点である。チョン・ユニ氏がすでに指摘しているように、「成宗朝で実施された『律呂新書』の研究は、『律呂新書』の通常の研究から脱皮して、深層のかつ体系的な研究に一段階進んだことを意味する証拠として提示することができる」²¹⁾。つまり、世宗朝以来行なわれてきた「通常」の『律呂新書』研究では、『律呂新書』は律管を製作する際の典拠として、また、学問的には朱子学分野に属する著作として認識されてきたが、成宗朝では従来の研究範囲から脱け出し、音楽理論書としても用いられることとなったのである。これについては、『成宗実録』成宗一七（一四八六）年四月一四日の記事が参考となる。ここでは、掌楽院典樂の黄孝誠（世没年不詳）が、『周礼』にある人鬼を祀る際の楽と朝鮮王朝で用いられていた祭祀の楽が一致しないことの問題点を述べ、古楽譜を参照し改正することを求めている。そして、この黄孝誠の主張が適当であるかを判断すべく、楽律を理解する人物が招集

され、その中で蔡寿（一四四九—一五一五）がみずからの見解を述べている。その際、蔡寿は黄孝誠の主張が臆測によるものではなく、『律呂新書』律呂証弁「六十調第八」の按語に依拠するものであるとして、適切であるとの判断を下している。さらに、『周礼』と朝鮮王朝で用いられている祭祀の楽が一致しないことについても、前述の『成宗実録』成宗一七（一四八六）年四月一四日において、蔡寿が考察を行なっている。ここで、蔡寿は朝鮮王朝において祭祀の楽が製作された時には、『律呂新書』がまだ認知されておらず、『律呂新書』以外の楽書が用いられていたと述べ、その上で、『律呂新書』は万世の基準となる楽書であるため、『律呂新書』に基づき改正を行なうべきであると述べている。²²⁾

しかし、蔡寿が『律呂新書』に基づくものとして支持した黄孝誠の改正楽譜は、朝臣たちの猛反発に遭う。『成宗実録』成宗一七（一四八六）年一月六日の記事には次のようにある。

命召領敦寧以上及議政府、六曹、臺諫、議黃孝誠所啓改正樂譜便否。鄭昌孫：曾議、「世宗以天縱之聖、洞曉音律、制禮作樂、至爲明備。其時朴堧亦精通音樂、稟旨制作、無所不用其極、豈無所據而爲之。今以孝誠之言、不可輕變祖宗之制。蔡壽等只考『周禮』、『律呂新書』、未考歷代樂志及諸樂書、令弘文館詳考以啓後更議」。金升卿：議、「本朝所用三樂、世宗所定。其時朴堧精於音律、參詳古制而爲之。不可以一伶官之言、

輕議是非」。從昌孫等議。

(命じて領敦寧以上及び議政府・六曹・臺諫を召し、黃孝誠啓する所の改正樂譜の便否を議せしむ。鄭昌孫：曾て議す、「世宗天縱の聖を以て、音律を洞曉し、禮を制し樂を作るに、至つて明備たり。其の時朴堧亦た音樂に精通し、稟旨して制作し、其の極を用いざる所無し。豈に據る所無くして之を爲さん。今孝誠の言を以て、祖宗の制を輕がるしく變ずるべからず。蔡壽等只だ『周禮』『律呂新書』のみを考え、未だ歴代の樂志及び諸樂書を考えず、弘文館をして詳考して以て啓し後に更に議せしむ」。金升卿：議す、「本朝用いる所の三樂は、世宗の定むる所なり。其の時朴堧音律に精にして、古制を參詳して之を爲す。一伶官の言を以て、輕がるしく是非を議するべからず」。昌孫等の議に従う。)

このように、鄭昌孫(一四〇二—一四八七)をはじめとする朝臣たちは、黃孝誠が樂譜を改正しようとする行為自体を「祖宗の制」を輕視するものとし、黃孝誠の主張を『律呂新書』に基づくものであるとして擁護した蔡壽については、『周礼』と『律呂新書』しか検討しておらず、歴代の「樂志」及び諸樂書についても検討すべきであるとして、弘文館において再検討するべきだという。さらには、朝鮮王朝で用いられている三樂(与民樂、致和平、醉豊亨)は世宗が定めたものであり、樂律に精通していた朴堧(一

三七八一—一四五八)が古制を参照して定めたものであるとして、一伶官が軽々しく是非を論議すべきではないとの批判も加えられている。よつて、『律呂新書』は成宗朝においては音楽理論書としても評価されていたが、朝鮮王朝における雅樂の基礎を構築した世宗・朴堧の偉大な功績の前には、たとえ『律呂新書』を根拠とする主張であっても、十分に力を發揮することはできなかったものと考えられる。

前掲の記事からも明らかのように、成宗朝における『律呂新書』研究は弘文館において行なわれており、その中心人物は金応箕であったと考えられるが、金応箕は自ら研究するだけではなく、後進の育成にも尽力していた。この時、金応箕から『律呂新書』を学習すべく十名の妾子⁽²⁸⁾が選ばれたが、その多くは『律呂新書』を真劍に学習しなかった。だが、金応箕がうち二名について可能性を見出し、大司憲の李世佐(一四四五—一五〇四)も、この二名が掌樂院で雅樂を習得することを提案している⁽²⁹⁾。つまり、成宗朝における『律呂新書』研究では、朱子学書として理論を研究するだけではなく、音楽理論書として音楽実践を通して学習することの必要性も認識されていたことがわかる。

以上の記事を総合すると、成宗朝における『律呂新書』研究の特徴は、先行研究ですでに指摘されているように、従来の朱子学書としての範疇から脱け出し、音楽理論書として注目されることにより新たな段階へと推移したこと、さらに、鄭麟趾の死去に伴

い金応箕が新たに『律呂新書』研究の中心人物となったことであるといえる。

(四) 中宗朝

第一一代国王である中宗(在位…一五〇六—一五四四)は、第九代国王である成宗の次男であり、第一〇代国王である燕山君(在位…一四九四—一五〇六)の異母弟である。

成宗朝では、弘文館において『律呂新書』研究の重要性が認識され、さらには掌楽院において雅楽を習得する機会を設けるなど、理論と実践の両面に通ずる官吏の養成が目指されていた。そのため、成宗朝では『律呂新書』は朱子学書としてだけでなく、音楽理論書としても重要視されていた。

では、中宗朝においても『律呂新書』研究は行なわれていたのであろうか。これについては、『中宗実録』中宗二二(一五一七)年七月二八日の記事²⁴⁾には、過去には弘文館に掌楽院から典楽を招くなどして、『律呂新書』をはじめとする楽律学を理論と実践の両面から学習していたと記録されている。だが、これは即ち、この記事が記された時点では、以前のように弘文館と掌楽院が協力して『律呂新書』研究をすることがなかったことをあらわしている。

さて、弘文館と掌楽院が共に『律呂新書』研究を行なわなかった背景には、掌楽院側の事情も影響を与えていたものと考えられる。『中宗実録』中宗一四(一五一九)年一〇月一〇日の記事²⁵⁾に

は、掌楽院提調となった李長坤(一四七四—不詳)が掌楽院における楽律研究について言及している箇所が見られるが、これによると、掌楽院には長期間、楽律を理解する者がいなかったという。

つまり、『律呂新書』を実践的に研究する人材が掌楽院にいなかったため、弘文館と協力して『律呂新書』研究を行なうことができなかつたものと考えられる。そこで、この問題を解決すべく、李長坤は年少の者を選び『律呂新書』を学ばせたが、彼らは『律呂新書』の音楽学的側面については理解するものの、その後にある朱子学との関係性については理解していないため、彼らにも『性理大全』を学習させたいと述べている。よって、掌楽院では『律呂新書』研究の復興が試みられていたものと考えられる。

一方、『中宗実録』には、弘文館において『律呂新書』研究が活発に行われていたことを示す形跡は見られないが、『中宗実録』中宗三六(一五四二)年一月二三日の記事に、「彦弼曰：前者『性理大全』、欲爲進講、無有解之者、故迄未進講。如『律呂新書』、不必進講…(彦弼(筆者註・左議政洪彦弼)曰わく…前者『性理大全』、進講を爲さんと欲するも、之を解する者有る無し、故に迄に未だ進講せず。『律呂新書』の如きは、必ずしも進講せず…)と述べられていることから、弘文館では長期間、『律呂新書』研究が行なわれていなかったようである。

以上のことから、中宗朝においても『律呂新書』研究はある程度重視されていたものの、成宗朝と比較すると、特に、朱子学の

面においては、大幅に衰退していたのではないかと考えられる。

二 候気術について

本章では、朱子学上、重要な意義を有する候気術が、朝鮮王朝においてどのように受容・展開したのかについて、世宗朝と中宗朝を中心として検討する。

『律呂新書』には楽律の制定方法として、三分損益法、候気術、柷黍法の三種類が記されているが、『律呂新書』では、北宋代に柷黍法により度量衡から楽律を求める方法、つまり、黄鍾律管の中に入る黒黍の個数から楽律を求める「以度出律」が流行したことにより楽律制度が混乱したことから、古代の慣例に基づき楽律から度量衡を求める「以律出度」が提唱されている⁽²⁸⁾。よって、『律呂新書』では諸律の根源となる「声氣之元」を得るために、⁽²⁹⁾ 氣の反応から正しい楽律を求める候気術の使用が提唱されている⁽³⁰⁾。しかし、チョン・ユニ氏は朝鮮における律管製作の過程を分析した結果、朝鮮では候気術が徐々に排除されたという結論を導き出している⁽³¹⁾。

我が国では、候気法に依存せず、むしろ柷黍を使用する方法を中心として律管を製作していたと考えられる。これは、世宗以後、候気法が非科学的という理由で、端宗から世祖・成宗・中宗朝に至るまで、後期（筆者註：候気の誤字）による

律管製作が徐々に排除されていったものと思われる⁽³²⁾。

このように、氏は律管製作の過程において、非科学的な候気術は排除されたという。しかし、筆者は次の二点から、氏の指摘について再検討が必要であると考える。一点目は、世宗朝以降も候気術を行なおうとした記録が、『朝鮮王朝実録』に散見されることである。氏は候気術を非科学的であると述べているものの、『中宗実録』には、何度も候気術に関する検討が行なわれていたことが記録されている。よって、氏が指摘するように、候気術が非科学的であるという理由で排除されたのかについては、再考が必要であると考える。二点目は、候気術が朱子学上、重要な価値を有しているということである。堀池信夫「中国音律学の展開と儒教」は、『律呂新書』における候気術を次のように評している。

彼の独創は、むしろ「天地の気をもつて準となす」という程度
 願の思想や、「声音の道は天地と通ず」という張載の思想を承
 けて、これを技術的に具体化した点にあった。その方法は、
 実は律管候気を換骨しての応用であった⁽³³⁾。

このように、堀池氏は候気術という技術論を氣の思想によって裏付けたことが、『律呂新書』の特色であるという。また、「蔡元定は、この律呂得律を呪術ではなく、物質を構成する氣の運動ない

し振動、そして感応・共鳴にもとづく客観的自然学的方法と捉えていた²⁴⁾とも述べられており、ここからも『律呂新書』において、候気術が単なる技術論ではなく、思想的背景を有する律管の製作方法として重要な役割を果たしていたものと考えられる。よって、朱子学の観点から律管製作について検討する際には、特に、朱子学を積極的に受容していた世宗朝においては、候気術を排除することは簡単なことではなかったものと考えられる。そこで、本章では候気術が本当に排除されたのか、排除されたのであれば、どのようにして排除されたのかについて検討する。

(一) 世宗朝

前述のように、チョン・ユニ氏は朝鮮王朝において候気術が律管製作の過程から排除され、柷黍法による律管製作が行なわれていたという。そして、氏の主張を裏付ける根拠として、『世宗実録』世宗一二(一四三〇)年九月十一日の記事を挙げている。ここには、世宗朝における律管製作において重要な役割を果たし、後に「楽聖」と称される朴堧が行なった黄鍾律管の製作過程に関する記述が見られる。そこで、まず、朴堧が黄鍾律管の製作方法について述べた『世宗実録』世宗一二(一四三〇)年二月十九日の記事を検討する。

禮曹與儀禮詳定所議奉常判官朴堧上書條件以啓。堧又云、「…

古人之論聲音，則必以擊石爲主。言律管，則必以纍黍爲本…臣今以東籍田所養纍，爲黃鍾管吹之，其聲高於中國黃鍾一律…南方之米，光潤而肥大，京畿之粒，枯燥而瘦細，至於東北之界，則瘦細尤甚焉。黍之大小，應亦如之。臣願悉取南方諸州所養之黍，以三等擇之，纍以爲管，其間有如中國之音合者，則三分損益，以製十二律管，以和五聲，度量權衡，因亦可察也。但歷代制律，因黍而不一，聲音高下，世世差異，則安知今日中國之律爲非眞也，而我朝柷黍乃得其眞也耶。然同律度量衡，乃天子之事，非侯邦之所自專也。若今柷黍，終不協於中國之黃鍾，則姑從權宜，假用他鍾之黍，纍成律管，求協於中國黃鍾，然後依法損益，以正聲律可也」。

(禮曹と儀禮詳定所と、奉常判官朴堧の上書する條件を議して以て啓す。堧又た云う、「…古人の聲音を論ずれば、則ち必ず擊石を以て主と爲す。律管を言へば、則ち必ず纍黍を以て本と爲す…臣、今東籍田に養う所を以て纍ね、黄鍾管を爲して之を吹けば、其の聲中國の黄鍾より高さこと一律…南方の米は光潤にして肥大、京畿の粒は枯燥にして瘦細、東北の界に至れば、則ち瘦細なること尤も甚し。黍の大小、應ずること亦た之の如し。臣願わくは南方諸州に養う所の黍を悉く取り、三等を以て之を擇び、纍ねて以て管を爲し、其の間如し中國の音と合う者有れば、則ち三分損益して、以て十二律管を製し、以て五聲を和し、度量權衡も因りて亦た察すべきなり。

但だ歴代の制律、黍に因りて一ならず、聲音の高下、世世に差異あれば、則ち安んぞ今日の中國の律の眞に非ずと為すを知らんや、而して我が朝の柷黍乃ち其の眞を得んか。然れども律度量衡を同じくするは、乃ち天子の事にして、侯邦の自ら専らにする所に非ざるなり。若し今柷黍、終に中國の黃鍾に協わざれば、則ち姑く權宜に従いて、假に他鍾の黍を用い、疊ねて律管を成し、中國の黃鍾に協うを求め、然る後に法に依りて損益して以て聲律を正せば可なり。」)

この記事によると、朴堧は律管を定める方法として柷黍の使用を主張したが、中国でも柷黍から樂律を定めることは困難であったという。そして、朴堧は東籍田で收穫した黍を用いて黃鍾律管を製作した結果、中国の黃鍾律管よりも一律高かったとし、中国与朝鮮の黃鍾が一致しなかった原因を黍の大きさに求めている。そこで、朴堧は南方の黍を使用し、再度、黃鍾律管を製作することを希望する。ただし、朴堧は自らが製作した黃鍾律管の判断基準とした中国の黃鍾律管についても、疑問を呈している。つまり、中国では王朝ごとに黃鍾律管が異なるため、そもそも現在中国で使用されている黃鍾律管自体が、正しいものであるのか確かではないという。では、朝鮮王朝で黃鍾律管を製作する際にはどのようになればいいのであろうか。朴堧はこの問題を解決する方法として、中国与朝鮮の關係性を取り上げる。即ち、度量衡の制定は

中国皇帝の專權事項であるとし、「侯邦」である朝鮮王朝では改定できないとする。その上で、もし、朝鮮で柷黍法を用いて求めた律管が中国の黃鍾と一致しないのであれば、朝鮮で用いている十二律の中から中国の黃鍾と一致する律管を仮の黃鍾とし、その律管を用いて三分損益法により改めて十二律を求め、樂律を定めるべきであるとする。

しかし、この朴堧の主張に対して、世宗は異なる見解を示している。『世宗實錄』世宗一一(一四三〇)年九月一日の記事には、次のようにある。

…上謂左右曰、「雅樂、本非我國之聲、實中國之音也。中國之人平日聞之熟矣、奏之祭祀宜矣。我國之人、則生而聞鄉樂、歿而奏雅樂何如、況雅樂。中國歷代所製不同、而黃鍾之聲、且有高下。是知雅樂之制、中國亦未定也。故予欲於朝會及賀禮、皆奏雅樂、而恐未得製作之中也。以黃鍾之管而候氣、亦未易爲也。我國在東表、寒暑風氣、與中國頓殊、豈可用我朝之竹、而爲黃鍾之管乎。黃鍾須用中國之管可也。」

(…上左右に謂いて曰わく、「雅樂は本と我が國の聲に非ず、實に中國の音なり。中國の人平日之を聞くこと熟れ、之を祭祀に奏するに宜し。我が國の人、則ち生まれて郷樂を聞き、歿して雅樂を奏するは何如。況んや雅樂をや。中國の歷代製する所は同じからずして黃鍾の聲、且つ高下有り。是れ雅樂

の制、中國亦た未だ定まらざるを知る。故に予れ朝會及び賀禮に於て皆な雅樂を奏せんと欲すれども、恐らくは未だ製作の中を得ざるなり。黄鍾の管を以て候氣すること、亦た未だ爲し易からざるなり。我が國東表に在りて、寒暑風氣、中國と頓に殊なれば、豈に我が朝の竹を用いて黄鍾の管を爲すべけんや。黄鍾須らく中國の管を用いて可なり。」

このように、世宗は雅樂が中国から伝来したものであるため、朝鮮の人々にとっては馴染みのないものであるという。ここから、世宗が中国の雅樂を念頭に置き、雅樂を整備しようとしていたことが読み取れる。だが、朴堧もすでに指摘しているとおり、中国の雅樂は王朝ごとに異なるため、中国でも統一された基準はないという。さらに、世宗は黄鍾律管を定める方法の一つである候氣術を取り上げ、候氣術により律管を製作することも困難であるという。ここで注意しなければならないのは、世宗が候氣術を「未易爲」(未だ爲し易からず)と述べ、「不能爲」(爲す能わず)とは述べていない点である。筆者はここに、同年八月二三日に鄭麟趾によって行なわれた『律呂新書』の進講が影響を与えているのではないかと考える。つまり、朱子学の受容に積極的であり、雅樂整備においても『律呂新書』を積極的に導入しようとしていた世宗朝において、氣の思想を背景とする候氣術を否定、もしくは排除することは、朱子学の根幹に関わる重大な問題であったと考え

られる。よって、世宗は律管を製作するという具体的な目的を達成するため、朝鮮で独自に新たな律管を製作するのではなく、雅樂が中国から伝来したものであることを利用し、「未だ爲し易からず」とした候氣術に関する議論を一時的に棚上げし、中国の黄鍾律管に依拠する律管の製作を主張したものと考えられる。

また、世宗が朝鮮で独自に黄鍾律管を定めるのではなく、中国の黄鍾律管を用いることを主張したことで、朴堧が中国を「天子」とし、朝鮮を「侯邦」として、立場の外から度量衡を改定できないと主張したことは、結局、論理構造としては同じであると考えられる。つまり、両者は決定権を中国に譲渡することにより、自国において候氣術に関する一連の問題を議論することを「回避」したものと考えられる。このように、『律呂新書』を重視した世宗は、中国に基準を求めることにより、一時的にはあるが、候氣術に関する問題を「回避」することができたのである。

ところで、朴堧と世宗は共に中国の律管を使用するよう述べているが、ここで使用を認めているのは黄鍾律管のみであり、十二律すべてではない。この理由については、朴堧は『世宗実録』世宗一二(一四三〇)年二月一九日の記事において「歷代制律、因黍而不一、聲音高下、世世差異、則安知今日中國之律、爲非眞也」(歷代の制律、黍に因りて一ならず、聲音の高下、世世に差異あれば、則ち安んぞ今日の中國の律、眞に非ずと爲すを知らんや)と述べており、世宗も同様の見解を示しているが、この一説からも、

両者がともに中国の楽律を全面的に信頼していなかったことがわかる。また、朴堉が編磬を製作する際に依拠した中国の編磬は、大呂が太簇であったり、夷則と南呂が同じであったりと様々な問題を有していたようである⁽³⁵⁾。

しかしながら、チョン・ユニ氏が指摘しているように、世宗朝では候気術により律管が製作されたとの記録は見られず、実際には秬黍法等を用いて、中国の黄鍾律管に一致する黄鍾律管を製作し、三分損益法により十二律を算出する方法が用いられていたのである⁽³⁶⁾。

以上のことから、朱子学を積極的に受容した世宗朝では、候気術を実施することは困難であることは認識しつつも、決して候気術を否定することはなく、基準となる黄鍾律管を中国に求めることにより、候気術に関する議論そのものを回避していたこと、さらに、実際に律管を製作する際には、秬黍法等を用いて律管を製作するものの、最終的には、判断基準を中国に求めることにより、製作した黄鍾律管の正当性を担保していたことが明らかとなった。このように、世宗朝では『律呂新書』に基づき律管を製作する際に生ずる問題を、中国との一致により克服しようとしていたものと考えられる。

(二) 中宗朝

世宗朝では、世宗自身も候気術を行なうことを「未だ爲し易か

らず」と述べており、律管製作に候気術が積極的に使用されることはなかった。その後、『朝鮮王朝実録』には候気術に関する記述がほとんど見られなくなるが、中宗朝に至ると、再び候気術に関する議論が盛んに行なわれることとなる。

前述のとおり、成宗朝以降、『律呂新書』研究は主に金応箕を中心として展開されることとなるが、候気術についても金応箕が主導的な役割を果たしていたようである。金応箕と候気術の関係については、『成宗実録』成宗一三(一四八二)年一月二日の記事に次のようにある

命禮曹判書李坡、左承旨李世佐、左副承旨姜子平、行司果金貴枝、弘文館校理李昌臣、修撰金應箕、考古葭管灰飛之制、以候冬至氣。其候氣法、三重室、葭葦灰、木案、薄紗、黃赤帛。室三重(戸閉塗費、必周密。各啓門、爲門之位、外之以子、中之以午、内復以子)。布纒纒室中、上圓下方(纒、黃赤色帛也。纒、無文繪也)。以木爲案(每律、各一案、内卑外高、從其方位、加律其上)。以葭灰、實其上、覆以緹素(灰實律管、以羅穀覆之)。十二月管布室內、十二辰、斜埋地下。入地處卑、出地處高、故内卑外高。黃鍾之管、埋於子位、上頭向南。一一依辰位、埋律管、使其端與地齊、而以薄沙覆之。

(禮曹判書李坡・左承旨李世佐・左副承旨姜子平・行司果金貴枝・弘文館校理李昌臣・修撰金應箕に命じて古の葭管灰飛の

制を考えて、以て冬至の氣を候わしむ。其の候氣法は三重の

室、葭葦の灰、木の案、薄紗、黄赤の帛あり。室三重〔戸閉

塗敷は、必ず周密にす。各おの門を啓き、門の位を爲すに、

外は之れ子を以てし、中は之れ午を以てし、内は復た子を以

てす〕。緹縵を室中に布き、上圓にして下方なり〔緹は黄赤色

の帛なり。縵は文繪無きなり〕。木を以て案と爲す〔律毎に、

各おの一案、内卑く外高く、其の方位に従いて、其の上に律

を加う〕。葭灰を以て其の上を實たし、覆うに緹素を以てす

〔灰律管を實たすに、羅穀を以て之を覆う〕。十二月の管室内

に布し、十二辰は地下に斜めに埋む。地に入る處は卑く、地

より出ずる處は高し、故に内卑く外高し。黄鍾の管は子位に

埋め、上頭は南を向く。一一辰位に依りて律管を埋め、其の

端と地とをして齊しくせしめ、而して薄沙を以て之を覆う。〕

ここでは、『後漢書』律曆志の方法と、『隋書』律曆志の方法を

併せた候氣術が用いられているが、この方法は、『律呂新書』の候

氣術とも一致するものであることから、『律呂新書』の影響をうか

がうことができる。そして、中宗朝において展開される候氣術に

関する議論も、基本的には『成宗実録』のこの記事と内容を同じ

くするものである。

さて、『中宗実録』において候氣術に関する記述が最初に確認で

きるのは、『中宗実録』中宗七（一一五二）年九月一八日の記事で

ある。

政院啓曰、「冬至候氣之法、問諸觀象監官員、則未能詳知。請

令金安國等、率監官、學於金應箕」。傳曰、「可」。

（政院啓して曰わく、「冬至候氣の法、諸を觀象監の官員に問

えば、則ち未だ詳らかに知る能わず。請う、金安國等をして、

監官を率いて、金應箕に學ばしめんことを」。傳えて曰わく、

「可なり」。

このように、中宗朝においては、候氣術に関する方法が明らか

ではなかったため、金安國（一四七八―一五四三）らが觀象監の

官員を連れ、金應箕から候氣術を学びに行かせたという。中宗七

（一一五二）年の段階では、金應箕は候氣術に通ずる人物として認

識されていたことがわかる。だが、金應箕から候氣術を学んだ金

安國は、この年には候氣術を行なうことができなかつたと後に述

べている。金安國が金應箕の見解を受け、述べたところによると、

成宗朝では律管を埋めればすぐに反応が見られ、候氣術を行なう

ことができたが、中宗朝では冬至と一二月に候氣術を試みたもの

の、反応が見られなかつたと述べ、律管を埋める場所に問題があ

つたことを原因として挙げてゐる。⑧ いずれにせよ、金應箕から候

氣術を学んだ金安國らは、候氣術を行なうことができなかつた。

この後、『中宗実録』には候氣術に関する記述が暫く見られなく

なるが、約七年後の『中宗実録』中宗一四（一五一九）年一〇月二三日の記事において、再び候気術に関する議論が取り上げられている。

政院以觀象監領事鄭光弼意啓曰、「埋律管、所以候節氣、驗其動、不動。重室所入不多、不至有弊、今後亦可埋而驗其節候。

且中國所造銅管則常應、而我國所鑄銅管、常不應。其與中國管一樣鑄造、埋驗可也。但今年凶荒、待明春改鑄銅管何如」。

〔前日上曰、「十二律之皆應、已驗矣。然其後埋驗乎否。此意令觀象監官員、問于領相」事、傳教故啓。〕上曰、「可」。

（政院、觀象監領事鄭光弼の意を以て啓して曰わく、「律管を埋め、節氣を候する所以は、其の動と不動を驗さんがためなり。重室は入る所多からず、弊有るに至らず、今後亦た埋めて其の節候を驗すべし。且つ中國造る所の銅管は則ち常に應ずれども、我が國鑄する所の銅管は常に應ぜず。其れ中國の管と一樣に鑄造し、埋め驗すれば可なり。但だ今年凶荒にして、明春を待ちて銅管を改めて鑄するは何如」〔前日、上曰わく、「十二律の皆な應ずること、已に驗あり。然れども其の後「埋めて驗ありや否や。此の意觀象監の官員をして領相に問わしむ」事、傳教する故に啓す。〕上曰はく、「可なり」。

ここには、中国の銅製律管では候気術が行なえるものの、朝鮮

の銅製律管では候気術が行なえなかったことが記されているが、そもそもここで候気術を行なった背景には、以前、十二律が完成したとの報告を受けた中宗が、候気術による確認を求めたということがある。つまり、中宗は律管製作の際に候気術を行なうことの必要性を認識していたものと考えられる。さらに、『中宗実録』中宗一四（一五一九）年一二月二四日の記事には、「觀象監啓曰、「候氣重室、自先王時、或只驗冬至黃鍾之律。黃鍾乃十二律之源、雖只驗此律、可占十二氣應不應矣」。傳曰、「今後只埋冬至律管、以驗其氣可也」」（觀象監啓して曰わく、「候氣重室、先王の時より、或いは只だ冬至の黃鍾の律を驗す。黃鍾は乃ち十二律の源なれば、只だ此の律を驗すと雖も、十二氣應ずるや應ぜざるやを占うべし）。傳えて曰わく、「今後只だ冬至に律管を埋めて、以て其の氣を驗すれば可なり」とあり、黃鍾律管の正当性を示す方法として、候気術が用いられていたと考えられる。

このように、「先王の時」⁴⁰から朝鮮では冬至に黃鍾律管を用いた候気術が行なわれていたことがわかる。また、十二律すべてではなく黃鍾律管のみを用いることについては、黃鍾が十二律の根源であるため、黃鍾の正当性が担保されることにより、他の十一律の正当性も担保されると述べられているが、このように黃鍾を特別視する背景には、『律呂新書』の影響があるのではないかと考えられる⁴¹。また、『中宗実録』中宗一七（一五二二）年一二月二六日の記事には、冬至の日に、北に埋めた律管が僅かに反応し、南に

埋めた律管が大いに反応したことが記されているが、これはつまり、少なくとも二本以上の律管が埋められていたということを示している。この方法は、『律呂新書』律呂証弁「造律第一」に見られる方法、つまり、黄鍾律管の候補となる律管を複数本製作し、地中に埋めて反応を確認する方法に基づくものではないかと考えられるのである⁴³。

以上のことから、筆者は、中宗朝では黄鍾律管の正当性を確認する方法として候気術が使用されており、その典拠として『律呂新書』が用いられていたのではないかといえよう。

おわりに

本稿では、朝鮮前期における『律呂新書』の受容と展開の過程をトレースし、朝鮮王朝では律管製作の過程において排除されていたとする候気術について再検討を行なった。

朝鮮王朝における『律呂新書』の受容は世宗朝から始まるが、当初、同書は朱子学に関する著作と認識されていたため、集賢殿において研究されていた。その後、世宗自身が『律呂新書』の価値を見出したことにより、世宗朝では『律呂新書』研究が盛んに行なわれ、雅楽整備に伴う律管製作の過程でも同書が使用されることとなった。そして、世宗朝における『律呂新書』研究を継承した世祖朝では、世祖が即位前に世宗から同書の学習を命じられていたため、『律呂新書』をはじめとする楽律学の重要性を認識

し、七学の中に「律呂学」を設けるなど、楽律学が独立した学問としての地位を確立し、広く文官たちに「律呂学」の振興が試みられたが、結局、十分な成果を出すことはできなかった。

だが、楽律学の振興は成宗朝において結実し、集賢殿を継承した弘文館において、再び『律呂新書』研究が本格的に行なわれることとなった。さらに、成宗朝では『律呂新書』を朱子学書としてだけではなく、音楽理論書としても使用しており、『律呂新書』を律管製作に使用していた世宗朝とは異なる、新たな展開を見せることとなった。ただし、中宗朝になると『律呂新書』研究は徐々に衰退を開始し、最終的には『中宗実録』以降、『朝鮮王朝実録』において『律呂新書』という書名は見られなくなる⁴⁴。

候気術については、先行研究では律管製作の過程から徐々に排除されていたとされていたが、筆者が分析を行なった結果、世宗朝では雅楽の整備が急務であったため、雅楽の起源が中国であること、および天子（中国）の専権事項である度量衡の制定を俟邦（朝鮮王朝）で行なうことはできないことを根拠として、当面の課題である律管の製作を中国の黄鍾律管に依拠して製作することができたため、世宗自身も行なうことが困難であったとした候気術に関する一連の議論については、一時的に回避することができたものと考えられる。だが、候気術に関する議論は世宗朝以降も存在し、とりわけ『中宗実録』において活発に検討されている。結局のところ、中宗朝においては、候気術が律管の正当性を確認

する方法として使用されており、さらに、そこで用いられた候気術は、『律呂新書』の影響を受けていることが明らかとなった。

しかしながら、先行研究でもすでに指摘されているとおり、朝鮮王朝における律管製作の主流は桓黍法であり、候気術はあくまでも補助的なものであったと考えられる。そのため、朝鮮王朝における律管製作の過程では、桓黍法と三分損益法が中心的な役割を果たしていたことに間違いはないが、候気術についても決して排除されることはなく、律管の正当性を確認する方法として使用されていた。

このように、朝鮮前期に行なわれた『律呂新書』研究は、朱子学および音楽学の両面において展開し、朝鮮王朝の雅楽・律曆等に大きな影響を及ぼすだけではなく、朝鮮後期に行なわれる『律呂新書』研究の基礎となったのである。

注

- (1) 本章は、二〇一四年八月二六日に韓国・嶺南大学校で開催された「二〇一四年次世代研究者国際学術大会」において、「朝鮮王朝前期における『律呂新書』研究—近世東アジアにおける『律呂新書』研究の視座から—」として発表した発表原稿を、加筆・修正したものである。
- (2) 「敬寧君祥、贊成鄭易、刑曹參判洪汝方等回自北京：特賜御製序『新修性理大全』、『四書五經大全』(筆者註)、『四書大全』、『五經大全』」(『世宗実録』世宗元(一四一九)年二月七日)。本稿で使用する『朝鮮王朝実録』の記事は、国史編纂委員会『朝鮮王朝実録(復刊)』(探求堂、一九七二年)による。

- (3) チョン・ユニ「世宗朝『律呂新書』の受容問題 考察」、五一六頁。
- (4) 吾妻重二「性理大全」の成立と「朱子成書」—また黄瑞節および元代の江西朱子学派について(『宋代思想の研究—儒教・道教・仏教をめぐる考察—』、関西大学出版部、二〇〇九年)、一二五頁。

- (5) 「辛未朝廷使臣黃儼、朴信、翰林待詔王延齡、鴻臚寺行人崔榮至、齋冕服及太上王表裏、中宮冠服、元子書冊而來：禮部咨曰、：『元史』一部、『十八史略』、『山堂考索』、『諸臣奏議』、『大學衍義』、『春秋會通』、『真西山讀書記』、『朱子成書』各一部：』(『太宗実録』太宗三(一四〇三)年一〇月二七日)。

- (6) 「그가 역임했던 관직 가운데 특히 세자좌빈객은 조용이 성리학의 대가임을 잘 입증해 준다」(チョン・ユニ「世宗朝『律呂新書』の受容問題 考察」、五二二頁)。

- (7) 「1421년 당시『율려신서』가 음악이론서가 아닌 성리학 분야의 서적으로 인식됐음을 설명해 준다」(チョン・ユニ「世宗朝『律呂新書』의 受容問題 考察」、五二二頁)。

- (8) 「：麟趾曰、：臣雖不解音律、以其粗識古今、故命臣爲提調、俾掌其事。至於經筵進講『律呂新書』、親算考證、以定其樂、：」(『端宗実録』端宗元(一四五三)年七月九日)。

- (9) チョン・ユニ「世宗朝『律呂新書』の受容問題 考察」、五一九頁—五二〇頁。

- (10) 「집현전에서『율려신서』가 연구됐음을 알 수 있다」(チョン・ユニ「世宗朝『律呂新書』의 受容問題 考察」、五二二頁)。

- (11) 「命集賢殿副提學申橋、奉常判事成概、左獻納鄭某、集賢殿應教俞尚智・鄭麟趾等、寫范祖禹『唐鑑』」(世宗五(一四二三)年三月十三日)より、俞尚智と鄭麟趾がともに集賢殿の應教の職にあったことがわかる。

- (12) 「仁壽府尹柳思訥上書曰、：至于庚戌、惟我殿下、上念先王有志而未就、下採愚臣千慮之一、得欲作朝會禮樂、廣詢博訪、謀及大臣。當是時也、陳暘之論得行、朱子之言未著、殿下以天縱聖學、獨斷群疑、全

用蔡氏『律呂新書』…(『世宗實錄』世宗一五(一四三三)年一月二十七日)。

(13) この序文は、鄭麟趾により起草され(『世宗實錄』世宗一二(一四三〇)年間(二月一)、『雅樂譜』に収録される際には、柳思訥の名で発表されている(『世宗實錄』『雅樂譜』雅樂譜序)。

(14) 『世宗實錄』世宗二七(一四四五)年二月一日の記事に「以珠改爲首陽大君」とあるように、首陽大君とは、世祖(李球)の即位前の呼称である。

(15) 「趙元禧又啓、今以首陽大君(上諱)爲慣習都監都提調…」(『世宗實錄』世宗二(一四五二)年四月二十四日)。

(16) 「麟趾曰、「世宗嗣位、欲成世宗之志、以首陽大君解音律爲都提調…」(『世宗實錄』世宗元(一四五三)年七月九日)。

(17) 七学については、『世祖實錄』世祖一〇(一四六四)年八月六日の記事に、「天文、地理、陰陽、律呂、醫藥、卜筮、詩史」の七種類とある。

(18) 「河東府院君鄭麟趾卒」(『成宗實錄』成宗九(一四七八)年一月二十六日)。

(19) 「領經筵事鄭昌孫遣郎廳、來啓曰、「今以弘文館副校理金應箕爲忠清道都事、應箕精於理數之學者也。都事、誰不可爲之。經筵、重事也。此人不可外敘」。傳曰、「改之」(『成宗實錄』成宗一五(一四八四年二月二六日)。

(20) 「命禮曹判書李坡、左承旨李世佐、左副承旨姜子平、行司果金貴枝、弘文館校理李昌臣、修撰金應箕、考古段管灰飛之制、以候冬至氣」(『成宗實錄』成宗一三(一四八二)年一月二日)。

(21) 「성종조에 실시된 『율려신서』의 연구는 『율려신서』의 통상적(通常的)인 연구에서 탈피하여 심층적이고도 체계적인 연구로 한 단계 진일보했음을 의미하는 증거로 제시될 수 있겠다」(チョン・ユニ「朝鮮前期『律呂新書』의 受容問題 考察」、九五頁)。

(22) 「掌樂院典樂黃孝誠來啓曰、「周禮」云春官大司樂、「…黃鍾爲宮、

大呂爲角、大簇爲徵、應鍾爲羽奏之。若樂九變、則人鬼可得而禮矣。祭祀之樂、不用商聲、只用宮角徵羽四聲。今不用角徵羽、而四調皆用宮聲、陰陽不調。降神之樂、國之重事、今之用樂、多有誤處、請以古樂譜參酌改正。命召蔡壽及弘文館員解音律者、問之。壽等啓曰、「孝誠所啓、皆依『律呂新書』、非自製也。以古樂參考今樂、果有不同：『律呂新書』註云、「祭祀之樂、不用商聲、只有宮角徵羽四聲」：時用樂黃鍾爲宮、與『周禮』同。其餘三聲、以仲呂、南呂、夷則各自爲宮、而不用大呂角、大簇徵、應鍾羽起調、亦未知何遽…」(『成宗實錄』成宗一七(一四八六)年四月十四日)。

(23) 『中宗實錄』中宗一〇(一五一五)年一月八日の記事には「仁川君蔡壽卒。壽爲人聰穎、博覽強記、少以文藝顯名。在成宗朝、極諫廢妃之失、有諍臣風。然性輕躁、誕妄、舉措粗率、常以詩酒、音律自娛」とあり、蔡壽が樂律に通ずる人物として知られていたことがわかる。

(24) 「以此觀之、孝誠所啓、皆據『律呂新書』、非臆度之言也。但恐時用樂制作時、不用『律呂新書』、而別據他樂書也。假令有他樂書可據、然『律呂新書』乃蔡元定與朱晦庵集諸書而證辨之、爲萬世準程、其不可舍此而據彼也明矣。『律呂新書』禮樂中編入『性理大全』而後、流布於本國。則時用樂制作時、恐未及見也」(『成宗實錄』成宗一七(一四八六)年四月十四日)。

(25) 「傳于禮曹曰、「擇大小人員妾子穎悟者十人、從金應箕學『律呂新書』」(『成宗實錄』成宗二〇(一四八九)年四月二二日)。

(26) 「御經筵。講訖、大司憲李世佐啓曰、「前日命擇妾子十人、令金應箕授『律呂新書』。然無勸獎之典、皆不喜受業、何以教爲。」上曰、「其勸課之事、令該司議啓」。金應箕啓曰、「十人之中、唯申希浩、黃世亨二人稍可學、餘皆不解文字、不足訓也」。世佐啓曰、「此輩授『律呂新書』後、令詣掌樂院習藝、先自雅樂始」(『成宗實錄』成宗二〇(一四八九)年一月十九日)。

(27) 「光弼曰、「古者弘文館、欲學音律等事、或欲讀『律呂新書』、召典樂、引入館中而學焉」(『中宗實錄』中宗一二(一五一七)年七月二

八日)。

(28) 「:右贊成李長坤曰,「臣爲掌樂院提調。樂律之事久廢,已令擇其年少文臣,讀習『律呂新書』矣。然此輩只解用律,固無成效矣。今須更定節目,令『性理大全』所讀之人,講明之可也:」(『中宗實錄』中宗一四(一五一九)年一〇月一〇日)。

(29) これについては、小島毅「宋代の樂律論」(『東洋文化研究所紀要』第一〇九冊、東京大学東洋文化研究所、一九八九年)が詳しい。

(30) 「声氣之元」については、兎玉憲明「『律呂新書』研究—「声氣之元」と「教」—」(『人文科学研究』第九五輯、新潟大学人文学部、一九九八年)が詳しい。

(31) これについては、兎玉憲明「候氣術に見える氣の諸觀念」(『人文科学研究』第八二輯、新潟大学人文学部、一九九二年)が詳しい。

(32) 「우리나라에서는 후기법에 의존하지 않고, 오히려 거서(桓黍)를 사용하는 방법을 중심으로 율관을 제작한 것으로 드러났다. 이것은 세종 이후 후기법이 비과학적(非科學的)이라는 이유로 단종(端宗)부터 세조(世祖)·성종(成宗)·중종조(中宗朝)에 이르러까지 후기(後期)에 의한 율관제작이 점점 배제(排除)되었기 때문으로 사료된다」(チョン・ユニ「世宗朝『律呂新書』의 受容問題 考察」、四九五頁)。

(33) 堀池信夫「中国音律学の展開と儒教」(『中国—社会と文化』第六号、東大中国学会、一九九一年、一三〇頁)。

(34) 同上、一三〇頁。

(35) 「:埤具書以啓曰,「今造編磬,形制則一依中國,聲音則中國之磬大呂刻標者,其聲反出於大族,蕤賓刻標者,其聲反高於林鍾,夷則同於南呂,應鍾下於無射。當高者反下,當下者反高,恐非一代制作之器。若依此而制,則決無諧協之理,故謹依中國黃鍾之聲,以制黃鍾之管,因而損益,以成十二律管,吹以協律,據此而製:」(『世宗實錄』世宗一五(一四三三)年一月一日)。

(36) 「:乙巳秋,桓黍生於海州,丙午春,磬石產於南陽,上慨然有革舊更

新之志,乃命朴堧造編磬。但我國本無協音之器,堧取海州桓黍,積其分寸,依古說制黃鍾一管吹之,其聲差高於中國鍾磬黃鍾之音及唐樂磬築合字聲:乃因海州桓黍之形,用蠟燃成次大之粒,積分成管,其形與我國丹黍之小者正同。即以一粒爲一分,累十粒爲寸法,以九寸爲黃鍾之長,乃九十分也。添一寸爲黃鍾尺也。圓經取三分四釐六毫之法,乃擇海竹之堅厚牀大者,攢透孔穴,正得圓經之分,較量管長,正得寸法。却將蠟造黍粒千二百箇,入於管中,固無盈縮,吹之,與中國鍾磬黃鍾聲及唐樂磬築合字聲相協。因此管三分損益,以成十二律管吹之,聲乃諧協」(『世宗實錄』世宗一五(一四三三)年一月一日)。

(37) 「候氣之法,爲室三重,戶閉,塗墁必周,密布絁縵。室中以木爲案,每律各一,內庫外高,從其方位,加律其上,以葭葦灰抑其內端,案曆而候之。氣至者灰動。其爲氣所動者其灰散,人及風所動者其灰聚」(『後漢書』律曆上、中華書局、一九六五年)。

(38) 「後齊神武霸府田曹參軍信都芳,深有巧思,能以管候氣,仰觀雲色。嘗與人對語,即指天曰:「孟春之氣至矣。」人往驗管,而飛灰已應。每月所候,言皆無爽。又爲輪扇二十四,埋地中,以測二十四氣。每一氣感,則一扇自動,他扇並住,與管灰相應,若符契焉。開皇九年平陳後,高祖遣毛爽及蔡子元,于普明等,以候節氣。依古,於三重密屋之內,以木爲案,十有二具。每取律呂之管,隨十二辰位,置于案上,而以土埋之,上平於地。中實葭葦之灰,以輕縁素覆律口。每其月氣至,與律冥符,則灰飛衝素,散出于外。而氣應有早晚,灰飛有多少,或初入月其氣即應,或至中下旬間,氣始應者,或灰飛出,三五夜而盡,或終一月,纔飛少許者。高祖異之,以問牛弘。弘對曰:「灰飛半出爲和氣,吹灰全出爲猛氣,吹灰不能出爲衰氣。和氣應者其政平,猛氣應者其臣縱,衰氣應者其君暴。」高祖駁之曰:「臣縱君暴,其政不平,非月別而有異也。今十二月律,於一歲內,應並不同,安得暴君縱臣,若斯之甚也。」弘不能對:」(『隋書』律曆上、中華書局、一九七三年)。

(39) 「成均館司成金安國,以金應箕意啓曰,「候氣重室所埋律管,冬至不應,又埋十二月律管,灰亦不飛。成宗朝埋之輒應,今埋管處,恐非全

地，故不應也。請以明年更擇全地試驗」。傳曰、「不須更驗」(『中宗実録』中宗七(一五二二)年二月三〇日)。

(40) 「先王の時」がどの王を指すのかは明らかではないが、(注)三九の記事より、中宗朝の二代前の成宗朝では、冬至の日に候気術が行なわれていたことがわかる。

(41) 「律則寫其所謂黃鍾一聲而已矣。雖有十二律六十調、然實一黃鍾也。是理也」(『律呂新書』律呂本原「候氣第十」)とあるように、『律呂新書』では黄鍾に特別な位置づけを与えている。

(42) 「同副承旨蔡紹權、視候氣重室而啓曰、「埋冬至律管内、北埋第一管微動、南埋第二管大動矣」。傳曰、「知道」(『中宗実録』中宗一七(一五二二)年十一月二十六日)。

(43) 「今欲求聲氣之中而莫適為準則、莫若且多截竹以擬黃鍾之管。或極其短、或極其長。長短之内、每差一分以爲一管。皆即以其長權爲九寸、而度其圍徑、如黃鍾之法焉。如是而更迭以吹、則中聲可得。淺深以列、則中氣可驗。苟聲和氣應、則黃鍾之爲黃鍾者信矣」(『孔子文化大全編輯部編輯「性理大全」山東友誼書社、一九八七年、一五一七頁—一五二八頁)。

(44) 『朝鮮王朝実録』において、最後に『律呂新書』が登場するのは『正祖実録』正祖二(一七七八)年一〇月三〇日の記事であるが、ここでは『律呂新書』の内容に関する具体的な検討が行なわれていないため、本研究では対象としない。

A Study of Ritsuryo Shinsho in the Early Period of the Joseon Dynasty, with Special Focus on The Annals of the Joseon Dynasty

KAYAKI Toru

This paper examines the process of reception and dissemination of *Lulu xinshu*, a Song-dynasty Chinese treatise on musical theory, during the early period of the Joseon Dynasty in Korea, and also looks at the reception and development of *houqishu*, an ancient method of meteorological divination using tuned pipes.

Study of *Lulu xinshu* in the Joseon Dynasty began during the reign of King Sejong (r. 1418–50). Because *Lulu xinshu* was included in the *Xingli daquan* (Great Anthology of Nature and Principle), a great compilation of Neo-Confucian teachings, it was seen from the outset as a Neo-Confucian work and research on it was conducted primarily by Korean Neo-Confucian scholars. Since *Lulu xinshu* was a work of music theory, it was adopted by King Sejong's court as the basis for codifying a system of musical temperament, but the driving force behind study and research into *Lulu xinshu* was nevertheless almost entirely scholar-officials educated in the Neo-Confucian tradition.

With regard to *houqishu*, previous research has suggested that it was gradually eliminated from the process of fabricating the *luguan*, the set of twelve pitch-pipes used for tuning in classical Chinese music. But the author's research shows that as late as the reign of King Jungjong (r. 1506–44), *houqishu* was still employed as a technique for confirming the accuracy of the pitch-pipes, and that the specific methods used were influenced by the *Lulu xinshu*. However, *houqishu* did not become the principal method used in the production of pitch-pipes, and this poses interesting questions in terms of assessing the status of *houqishu* in Korea.

In light of the above, we might say that the process of reception and assimilation of *Lulu xinshu* was also a process of conflict and harmonization between the Neo-Confucian elements and the musicological elements to be found in the *Lulu xinshu*.